

令和7年度第5回 京都地方最低賃金審議会

議事録

令和7年10月6日（月）

午後4時01分～午後4時48分

京都労働局 6階会議室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都労働局

令和7年度 第5回 京都地方最低賃金審議会

令和7年10月6日（月） 午後4時01分～4時48分
（京都労働局 6階大会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

○川部賃金室長

皆さん、ご苦勞様です。予定時刻より少し回りましたが、ただいまから第5回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。

開催前に事務局から二点報告がございます。

一点目は、本日の会議は公開としており、傍聴者の出席は10名となっております。

二点目は、本日は会長が所要のため欠席されているため、会長代理に議事進行をお願いいたします。

では櫻井会長代理、よろしくお願いいたします。

○櫻井会長代理

それではただいまから、第5回京都地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日の出席状況について報告します。公益代表委員2名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計12名の出席により本審議会は有効に成立していることを報告いたします。

○櫻井会長代理

ありがとうございます。ただいまの説明によりまして本審議会が成立していることが確認されました。

議事に入ります前に、いつものように議事録の署名人を決めたいと思いますが、労使双方、どの方に。

（労側は）大西稔委員、（使側は）石垣委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最初の議事ですけれども、本日は特定最低賃金の改正決定の必要性についての答申を今から図りたいと思っております。だいたい日にちが空いてしまったのですけれども、9月2日と3日の2日間、開催いたしました第4回、第5回全員協議会におきまして、4業種の改正決定の必要性の有無について審議を行いました。4業種は以下の通りでございます。①電気機械器具製造業、②輸送用機械器具製造業、③自動車（新車）小売業、④各種商品小売業、以上の4業種です。

必要性の有無につきまして、関係労働者の意見聴取を実施させていただいた上で、第5回の全員協議会では、4業種まとめまして必要性及び方向性についての審議を行いました。

従いまして今日は、先ほど申し上げました4業種につきまして、特定最低賃金改正決定の必要性の採決を行いたいと考えております。もし、その前に各委員の方からお聞きしておくべきことがありましたら、ここで発言いただこうと思いますが、いかがでしょうか。

では、門野委員、お願いいたします。

●門野委員

お疲れ様です。労働者側委員の門野と申します。昨年度の第6回の本審の中で、使用者側の対応について残念ながら少し誠実に欠けるのではないかと私が発言したことに対しまして先般ご指摘がありました。発言が使用者側委員の皆さんにとっては不本意であると思われるものであった、ということは認識しましたので、今後の発言には注意したいと思います。以上です。

○櫻井会長代理

門野委員ありがとうございました。ただいまの門野委員のご発言につきまして、使用者側委員の皆さんはよろしいでしょうか。

■使側委員

(発言等なし。)

○櫻井会長代理

よろしいですか。はい、ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまから労使委員の挙手によって、4業種の改正決定の必要性の有無を諮りたいと思います。

なお、改正決定の必要性ありと決定するには、全会一致での賛成が必要とされております。改正決定の必要性について、労使委員全員が挙手されましたら、公益(委員)も一致となり、全会一致ということになります。そして、この場合、その業種につきましては改正決定の必要性ありということになります。

それでは、先ほど申し上げた順で採決をしていきたいと思っております。採決の方法は、業種ごとに改正を決定する必要性があり、賛成をする方の挙手を求めたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、まず電気機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありと判断される委員の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。そうしましたら、電気機械器具製造業につきましては、全会一致でしたので、必要性ありというふうに決定いたします。

次に、輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありと判断される委員の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。こちらは全会一致ではありませんので、必要性なしと判断いたします。

では、三つ目です。自動車（新車）小売業の最低賃金改正決定の必要性につきまして、必要性ありと判断される委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。こちらは全会一致ではありませんので、必要性なしというふうに判断いたします。

四つ目です。各種商品小売業最低賃金の改正決定必要性につきまして、必要性ありと判断される委員の方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。こちらは全会一致ではありませんので、必要なしというふうに判断いたします。

以上、4業種について採決を行いました。もう一度結果を確認させていただきま
す。必要性ありという結論に至りましたのは、電気機械器具製造業の1業種という
ことになりました。必要性なしという結論になったのは、輸送用機械器具製造業、
自動車（新車）小売業、各種商品小売業の3業種です。

では、この方針におきまして、局長に対し、電気機械器具製造業につきましては、
改正決定の必要性ありとして、輸送用機械器具製造業、自動車（新車）小売業、各
種商品小売業につきましては、全員が一致に至らず、改正決定する必要性ありとの
結論に達しなかったという答申を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異義なし。）

○櫻井会長代理

また、意見陳述がありました4業種以外の金属製品製造業の改正1業種、「百貨
店、総合スーパー、ドラッグストア」および「百貨店、総合スーパー、ホームセン
ター」の新設2業種につきましても、こちらは労働協約の最下限額が改定後の地域
別最低賃金を下回る見込みであるため、改正決定する必要性ありとの結論に達せず、
と答申することによろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異義なし。）

○櫻井会長代理

ありがとうございます。それでは事務局の方、答申文案の作成をよろしくお願
いいたします。

○川部賃金室長

それでは別室で答申文案を作成しますので、作成までの間、しばらくお待ちください。

なお、今回、特定最低賃金の改正決定の必要性の部分について、調査審議を求め
る諮問が7月31日と8月27日の2回行われましたので、答申文についても2種類
諮問日ごとに作成をすることになります。

(答申文案作成)

○櫻井会長代理

お待たせいたしました。それでは事務局から答申文案の読み上げをお願いいたし
ます。

○川部賃金室長

2種類ありますので、まず、京賃審第18号の方から読み上げさせていただきます。

京賃審発第18号

令和7年10月6日

京都労働局長

角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月31日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき
貴職から諮問のあった下記の「改正決定を求める特定（産業別）最低賃金」の改正
決定の必要性の有無について審議した結果、下記の「審議結果」のとおり結論に
達したので答申する。

記

改正決定を求める特定（産業別）最低賃金、審議結果

- 1 京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
最低賃金は、労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議
対象とせず。
- 2 京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造
業最低賃金は、改正決定する必要性を認める。
- 3 京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金は、全会一致に至
らず、改正決定する必要性有りとの結論に達せず。

- 4 京都府自動車（新車）小売業最低賃金は、全会一致に至らず、改正決定する必要性有りとの結論に達せず。
 - 5 京都府各種商品小売業最低賃金は、令和7年8月27日付けで申出取下げ。
 - 6 京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア最低賃金は、労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議対象とせず。
 - 7 京都府百貨店、総合スーパーマーケット、ホームセンター最低賃金は、労働協約の最下限額が改定後の地域別最低賃金を下回るため、審議対象とせず。
- 以上となります。

それから次に、

京賃審発第19号

令和7年10月6日

京都労働局長

角南 巖 殿

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃

特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の「改正決定を求める特定（産業別）最低賃金」の改正決定の必要性の有無について審議した結果、下記の「審議結果」のとおり結論に達したので答申する。

記

改正決定を求める特定（産業別）最低賃金、審議結果

- 1 京都府各種商品小売業最低賃金は、全会一致に至らず、改正決定する必要性有りとの結論に達せず。

という審議結果になっております。

私の方からは以上です。

○櫻井会長代理

ありがとうございました。答申文案を確認いただきましたが、ただいまの内容でよろしいでしょうか。

●■○各側委員

（異議なし。）

○櫻井会長代理

では、異議がないようですので、(案)をとって局長に答申したいと思います。事務局は答申文の作成をお願いいたします。

○川部賃金室長

それでは別室で答申文を作成しますので、作成までの間しばらくお待ちください。

(答申文作成)

○川部賃金室長

そうしましたら会長代理と局長、前の方へよろしく申し上げます。

(会長代理から局長に答申文を手交)

○櫻井会長代理

では続きまして、事務局の方から諮問の手続きをお願いいたします。

○川部賃金室長

ただいま改正決定することを必要と認めるとの答申をいただきましたので、局長から電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について諮問させていただきます。

局長、お願いいたします。

(局長から会長代理へ、諮問文を手交)

(諮問文配布)

○川部賃金室長

それでは諮問文の方を読み上げさせていただきます。

京労発基 1006 第 1 号

令和 7 年 10 月 6 日

京都地方最低賃金審議会

会長 岩永 昌晃 殿

京都労働局長

角南 巖

令和7年度 京都府特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、令和7年度の下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

以上です。

○川部賃金室長

ではここで、角南局長から一言ご挨拶を申し上げます。

○角南労働局長

角南でございます。7月31日、それから8月27日の2回の本審において、合計7つの業種について、特定最低賃金の改正決定及び新設決定の必要性の有無について諮問を申し上げ、ご審議をいただきました。

そして、ただいま電気機械器具製造業の特定最賃につきまして、改正決定することを必要と認めるという答申をいただいたところでございます。

ご審議いただき、誠にありがとうございました。

つきましては、早速ではございますが、先ほど改正決定の必要を認めるとの答申をいただきました、この1業種における特定最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきます。

この点につきまして、引き続きご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○櫻井会長代理

ただいま局長の方から諮問を受けましたので、今後は電気機械器具製造業の特定最低賃金の改正に関しまして、専門部会を設置し、検討、審議を進めていくこととなります。

特定最低賃金に関わる公示などの手続きにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川部賃金室長

本日、特定最低賃金改正決定についての専門部会委員に関する推薦公示と、関係労使からの意見聴取の公示を行います。

専門部会の労働者代表、使用者代表の任命にあたっては、最低賃金審議会令第6条第4項の規定により、労働組合または関係使用者団体の推薦を要件としておりますので、10月27日月曜日までの期日で専門部会委員の推薦公示を行うこととしま

す。以上となります。

○櫻井会長代理

ありがとうございました。では労使各側におかれましては、本日以降、専門部会委員の推薦手続きについて、ご対応の方をどうぞよろしくお願いいたします。

以上が、本日本日予定していましたが議事ですけれども、全体を通じまして最後に労使各委員の方からお聞きしておくべきことなどがありましたら、ご発言ください。

伊達委員、お願いします。

●伊達委員

労働側委員の伊達でございます。先ほど確認されました特定最賃の必要性の有無について、一点使用者側の皆さんに対しての質問と、あと総括的な労側としての意見を説明させていただければと思います。

まずご質問ですけれども、昨年につきましては「電気機械器具製造業」と「輸送機器」が必要性ありと、2業種の確認がされたわけですが、今年に関しては「電気」のみの1業種の結果となってしまいました。昨年まで、必要性ありとして確認されていた「輸送用機器」について、今回必要性なしとした具体的な理由をお教えいただければと思います。

前回の9月3日の全員協議会の中でも、同様のご質問をさせていただいたわけですが、時間の都合上であったり、そういうような背景でやり取りが充分できなかったと受け止めております。また、本日の結審前に全員協議会の場が設定されなかったというような状況も踏まえて、この場でご質問を敢えてさせていただいたところです。

加えて、今回の特定最低賃金の必要性の有無について、振り返る意味も含めて発言をさせていただきます。

まず、地方最低賃金に関しては、今回、皆様ご承知の通り、指定日発効になってしまったことについては課題が残るものの、10年ぶりに目安以上の引き上げが実現できたというような状況だと受け止めております。

また、この目安、1円プラスという結果は、この1円引き上げることの京都府民に対する責任感であったり、その重みというものは労使ともに共通認識で確認されながら、結果が上がったと受け止めているような状況です。

一方で、特定最賃の必要性の審議に関しては、労側としては昨年に引き続いて労使のイニシアチブという考えにより、当該労使の専門部会を開催して必要性の判断をしてもらうという方針のもと、主張をさせていただいておりました。

しかしながら、今年に関しても昨年同様に、当該労使の意見発表というような形で執り行われながら、その結果により必要性の判断をする方向性で確認がされたと感じております。

その中で今回、使用者側に関しましては、発表者の選定を検討する旨と、意見発表の調整がつかない場合は、その当該産業の意見を聞き取った上で、代弁を使用者

側委員がするというような位置づけでも確認がされた、と記憶しております。

しかしながら、今回の意見発表当日に使用者側からの発表はございませんでした。調整を図ったというような働きかけを行った部分に関しては大変感謝しているところですが、結果的には使用者側からの意見発表なく、労働者側のみの意見発表で、今回の必要性の審議に至ったという状況で大変残念に感じた次第です。

また必要性の有無については、冒頭述べたとおり、昨年より1業種必要性ありというところが無くなる結果となってしまって、具体的な当該業種の実情が理由として述べられずに、納得性に欠けると受け止めざるを得ないような状況です。

ということから、この一点のご質問に対して、使用者側委員の皆様から意見やご回答をお願いできればと思います。以上です。

○櫻井会長代理

はい、ご意見承りました。一点目の質問と二点目の意見の中にも含まれていたのですけれども、必要性なし、というふうに判断した理由に関しましては、これまでの慣例で全員協議会の方で審議する事項であると、位置づけてきたと理解しております。ですので、この理由に関して、前回ちょっと時間が足りなくて、本当に進行がまずかったことは申し訳ないのですけれども、必要があれば全員協議会の方で、もう一度審議することにさせていただきたいと思っております。そのようにご理解いただけないかということ、これは公益委員と会長代理として、私からの意見を申しました。

それから二点目のご意見に関しましては、もし今ここで、使用者側委員の方で何かプライスされることがありましたら、ご発言いただいてもよろしいかと思っております。よろしいですか。

■石垣委員

石垣でございます。振り返りの中でおっしゃっていただいたところがあります。まず指定日発効については、本年度中賃から、各地方での審議において地賃額とともに、指定日についても慎重に審議をする必要があるという内容が示されてきておりますので、それぞれのところを加味したところで、意見を交わさせていただいたと我々は理解をしております。そういったところを労側も汲んでいただいたのかなと思っております。

目安プラス1円のところでの責任、重みというところがありますが、ここで言っているのかどうか分かりませんが、審議の中で当初ありました政府からの大々的な支援、目安を上回った部分に対する支援、これが全く見えない中で、それを目安プラス1円を本当に果たすことも可能なのかということも問題提起をさせていただいたんですが、全く見えないままの中で目安プラス1円という結果になっています。そういった部分については、しっかりと、事務局も含めて、政府への問いかけあるいは理解ということを進めていただくとともに、合わせて、付帯決議案の中に入れてますが、これは国だけの問題ではなくて、各地方自治体、京都府、京都市、そして労働局、そういったところも大幅な引き上げに対する多くの支援ということを、

より具体的に進めていただきたいと思います。より一層、それを進めていただくということをしつかりとお願いしたいと思っております。

それから、関係労使の意見聴取のところですが、なかなか、これほど大幅な引き上げとなってきておりますので、それぞれ個々に色々と意見を聞かせてもらって出してもらえるようお願いしたのですけれども、結果として、大幅な引き上げに対して意見を述べるというよりも、本当にそこに行つて話す必要があるのかどうかというところを、かなり私も言われました。そういった中で、そうは言わずに意見を何とかお願いしたい、ということで取りまとめた結果を報告させていただいたということです。

手続き上そういった形も認められる内容ではあったかと思っておりますので、そこは当該の本人が出てこないということに対しての不満というよりは、これをきちっと受け止めていただきたいと思います。本人がいないと納得しないと言われると、なかなか難しいところではありますが、手続きに基づいた報告をさせていただいたと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

いずれにせよ、この必要性の有無ということに対して、いろいろな角度で検討した結果の対応でございますので、労側の皆さん方のお考えも十分考慮した中で対応させていただいていると思っております。1つの業種になりましたが、それに対しては活発な意見交換をしながら、具体的な数字をまとめていきたいというふうに思います。以上です。

○櫻井会長代理

ご発言ありがとうございます。そうしましたら、先ほどご質問ということで伊達委員から発言がありました、前回2業種だったにもかかわらず、今回1業種となったところ、その理由の説明みたいところは、全員協議会の場を設けて、もう少し話をするというので、ご了解いただけたらと思います。

●伊達委員

必要性なしとなった理由に対して櫻井委員の見解がございましたけれども、やはり労側としましては、昨年まで必要性ありだった「輸送用機器」が必要性なしになったことは公開されているこの場で遣り取りが必要だと感じた上での発言でございました。

必要性なしとなれば、その詳細な理由は、公開されている場で理由をしっかりと明記して残すべきだというふうに考えますし、全員協議会が非公開という形式をとっている以上は、その内容は、京都府民、もっと言うと、この「輸送用機器」に従事している労働者に対して、京都府の公的な場で議論された内容が共有されないことは非常に大きな問題だと感じる次第です。

この場で、この件に関して遣り取りは叶わないというところは重々承知しているのですけれども、そのような労側の意見として、発言をさせていただきながら、次の全体協議会の中で活発に意見交換できればと思います。

ですので、その趣旨を含めてご理解の方をいただければ幸いです。これ以上は言

いません。以上です。

○櫻井会長代理

はい、ありがとうございます。労側として発言の意図ということは、今の追加のご説明で理解はいたしました。

やはり進め方に関しては、今年度は全員協議会で、その理由の説明というところは審議するというのを、双方了解した上で進めてきたというふうに、私は思っています。そういうふうに公益委員として考えておりますので、今年度については、全員協議会の場でのということをご理解いただきたいと、改めてもう一度お願いしたいと思っております。

今後の進め方については、これは来年度以降の課題ということで、また別の機会に、この先検討することは必要かもしれないので、今日この場としては、以上にとどめておきたいと考えますが、よろしいでしょうか。

●■○各側委員

(異義なし。)

○櫻井会長代理

では、そのようにお願いいたします。

そうしましたら最後に今後の日程につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

はい、大西稔委員。

●大西稔委員

時間のない中すみません、労側委員の大西でございます。

公益の判断、京都の長年の慣例で、全員協議会の課題というのは理解をさせていただきますし、労側の立場としての発言というのは、受け止めていただきたいと思っております。我々もやっぱり傘下を背負ってやっております、この場でしっかり発言をするのは我々の仕事だと思っております。ですので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

今後の審議は、全員協議会の場というところは理解し、それを踏まえてもう一点だけ、少し前回の全員協議会の場での使側委員の発言について、我々としてどうしても承服しかねる部分がありましたので、改めてその意図を確認させていただきたいと思っております。

全員協議会の場での発言ですので、この場での具体的な言及は避けさせていただきますけれども、今後の全員協議会の場で改めて、その真意というのを確認させていただきたいと思っております。ですので、この場で発言をさせていただきます。以上です。

○櫻井会長代理

そうしますと、その理由の説明をもう一度明確にしてほしいということが一点目で、二点目は、いま別のことをおっしゃったんですね。

前回の全員協議会の場における使用者側委員の発言の意図についても改めて全員協議会の場で確認したいと。そういうことですね。

ということですが、事務局よろしいですか。

○川部賃金室長

はい。それで結構です

○櫻井会長代理

この後の日程をご説明いただこうと思ったのですが、今、労側から要請がありました二点の確認につきまして、全員協議会の場を改めて持つことが必要になると思っています。

それにつきまして使側委員にご了解いただいて、開催する場合は進めないといけないので、当初予定していた今後の日程については、今アナウンスされますか。

○川部賃金室長

改めて調整をさせていただいて、別の日で開催をさせていただきたいと思います。

○櫻井会長代理

そうしましたら、今後の審議の予定につきましては調整の上で、またメールで連絡ということによろしいですか。

●■○各側委員

(異義なし。)

○櫻井会長代理

事務局から何か他にご説明いただくことはありますでしょうか。

○川部賃金室長

そうしましたら、最後に今後の日程について説明をさせていただきます。

特定最低賃金の専門部会の方ですけれども、所定の手続きを経て、早ければ10月下旬から順次開催いたします。その後、専門部会の報告を受け審議結果の答申を行

う第6回本審を開催することになります。

本審の開催日は、専門部会の審議日程及び審議状況を見ながらの調整になりますが、現時点では三つの日程で準備をしております。

一つ目が11月5日または6日の本審議会、その場合は異議審が11月26日になります。

二つ目の候補としては、11月26日が本審の場合、異議審が12月12日になります。

三つ目が12月8日が本審の場合、異議審が12月24日になります。

この三つの候補日を考えておりますので、ご多忙のところ恐れ入りますが、ご了承くださいますようご協力お願いいたします。

今後、専門部会の審議日程が固まり、先の三つの候補日のうち不要となった日が生じましたら直ちにご連絡申し上げますので、当面はご準備よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○櫻井会長代理

ご説明ありがとうございました。

では、こちらは今後の本審の予定ということで理解しました。全員協議会の日程は、今後、これとは別に設定を検討するということですね。はい、了解しました。

他にはございませんでしょうか。

●■○各側委員

(発言等なし。)

○櫻井会長代理

そうしましたら本日の審議会はこれで終了となります。

各委員の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。